独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)がコンサルタント等との 業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争(プロポーザル方式)を採用しま

す。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配 布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基 づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作 成願います。

なお、公示に関する照会は調達部 (Tel:03-5226-6612) あてにお願いします。 注)本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダ ウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報> お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契 約】」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410 01.html)を参 照願います。

2016年6月1日

独立行政法人国際協力機構 本部契約担当役 理事

【1.プロポーザル提出の資格】 以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。 プロポーザル提出の有資格者(共同企業体を編成する場合の構成員を含む)は、平成28・29・30年度全 省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。 資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

関係の詳細にプいては、当機柄ホームペーン・競争参加資格番貨」 (http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)を参照願います。 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、 更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。 また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程 (調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の 資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。 ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。 ・資格・財間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。

- ポーザルを受付けます
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続 きを進めます
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定 します。

します。
平成28・29・30年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書(写)及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同(写)を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。
また、平成28・29・30年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書(写)に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2~3営業日で結果通知させていただいています。
なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書(写)等を提示願います

請書の受領書(写)等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html)をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3.情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

本公示により、プロポーリルを提出するコフリルタフト寺においては、その法人、個人、関係名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。 なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただき

ます。

「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、下記リンク 具体的には、 のとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html) また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1)公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。 ア・当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長 相当職以上のは、役員のほか、投資等(注)として再続い取りていること。
- 相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること 注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や 業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。 イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること (2)公表する情報 契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。 ア.対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 イ.契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高 ウ.契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合 エ.一者応札又は応募である場合はその旨 (3)当機構の役職員経験者の有無の確認日

- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
- 当該契約の締結日とします。
- (4)情報の提供
- 契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号: 160349

国名:全世界 担当:評価部

案件名:2016年度案件別外部事後評価:パッケージ -3(カンボジア、タイ、ラオス)

1 選定プロセス

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間:2016年6月1日から2016年6月7日12:00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。

配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)

(2) 業務指示書等ダウンロード期間:2016年6月1日から2016年6月7日23:59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出:2016年6月17日12:00まで

提出場所はJICA本部1F調達部受付です。

(4) 選定結果通知(予定) :7月上旬

(5) 契約交渉(予定) :7月上旬~7月中旬

2 業務の内容

事後評価対象案件

- (1) カンボジア:地方州都における配水管改修及び拡張計画(無償資金協力)
- (2) タイ:チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト(技術協力)
- (3) ラオス:南部三県学校環境改善計画(無償資金協力)
- (4) ラオス:チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画(無償資金協力)

3 条件等

(1)参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外における事業評価に係る調査経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

(2)参加の制限

本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、以下の法人または個人を、原則、調達から排除します。

本件業務の評価対象案件にかかる計画策定(詳細計画策定調査 / 準備調査等の事前の調査の評価分析を含む)、概略 / 基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人

本件業務の評価対象案件にかかる調達(建設を含む)を担当した商社もしくは建設業者、および右会社に属し対象案件の実施に従事したことのある個人

本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施 に従事したことのある個人

本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した法人または個人なお、各法人において、本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関(JICA、旧OECF、旧JBICを含む)等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、以下の2.に関わらず本件業務には参加できません。

【注意】

本件業務の評価対象案件にかかる事業評価(中間レビュー、終了時評価)に、参加した者は、本件調査への参加を 制限されません。

2.排除者条項における利益相反の判断にあたっては、上記1.にあるような業務従事の形式に加え、その実質的な内容(TORから生じる評価業務との関係度合等)や利益相反の防止・軽減可能性およびその効力も重要です。判断困難な場合には、業務指示書記載の問い合わせ先に、以下についての具体的な情報と共に、連絡をお願いします。なお、プロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人ではないことを示す追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

従事した業務のTOR・MM等

評価業務との関係

利益相反の軽減・防止策

4 契約期間(予定)

2016年7月中旬~2017年5月中旬

5 想定人月(予定)

7.19 M/M